

医療的ケアが必要なお子様の 保育園等入園に関する相談について

医療的ケアが必要なお子様で、保育園等の入園についてご検討されている方は、福井市子育て支援課までご相談ください。

■園で可能な医療的ケア

- ・経管栄養
- ・導尿
- ・喀痰吸引
- ・その他医療的ケア児が必要とする医療的ケア児保育において、主治医の指示のもと、保育園等において実施可能な処置

■医療的ケアの実施者

- ・園の看護師が主治医からの指示を受け、医療的ケアを実施します。

■受入の要件

- ・保護者及び児童が福井市民であること
- ・主治医により、集団生活が可能と認められていること
- ・日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定した医療的ケアが行われていること
- ・児童の病状や医療的ケアに関する情報が、保護者と園との間で共有でき、必要に応じて主治医からの情報を受け取ることができること 等

■保育内容や時間等について

- ・お子様の普段の状態等を確認しながら、保育内容や時間を調整していきます。

■相談窓口

福井市 子育て支援課

住所：福井市大手3丁目10-1

電話：0776-20-5270

※ご相談の前にお電話でお問い合わせください。

※必ずしもご希望の園に入園できるわけではありません。

